

# 令和6年7月農業委員会総会議事録

令和6年7月24日午後3時00分、令和6年7月農業委員会総会を弘前市りんご公園「りんごの家」に招集する。

## 出席委員 23名

1番	金田 公隆	委員	2番	藤田 善明	委員	3番	岩谷 裕子	委員
4番	佐藤 修司	委員	5番	川村 陽彦	委員	6番	須藤 秀人	委員
7番	種澤 達也	委員	9番	石岡千鶴子	委員	11番	小林 政貴	委員
12番	小田桐 明	委員	13番	石岡 人志	委員	14番	福士 章逸	委員
15番	小嶋 勇成	委員	16番	木村 芳文	委員	17番	平井 秀樹	委員
18番	成田 繁則	委員	19番	佐藤 剛郎	委員	21番	戸澤 幸彦	委員
22番	高橋 貴志	委員	23番	田村眞裕美	委員	24番	成田 毅	委員
25番	狛森 弘義	委員	26番	前田 優考	委員			

## 欠席委員 3名

8番	町田 高司	委員	10番	三上 浩太	委員	20番	大湯茂八郎	委員
----	-------	----	-----	-------	----	-----	-------	----

## 出席事務局 9名

事務局長	蒔苗 元	事務局次長	佐藤 祝幸
事務局次長補佐	伊藤 靖記	事務局農地調整係長	曾根奈美子
事務局主総括主幹兼総務係長	高橋 貢	事務局主幹兼農地利用促進係長	藤田智恵子
事務局総括主幹	石田 剛	事務局岩木分室主幹	浅利 敏江
事務局相馬分室総括主査	野呂 貴宏		

## 本日の会議に付した事件

## 議事録署名者の指名及び書記の任命

## 議 事

議案第34号	農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第35号	農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について
議案第36号	農用地利用集積計画の決定について
議案第37号	農用地利用集積計画策定の要請について
議案第38号	農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について

報告第21号	農地法第3条の許可取消について
報告第22号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第23号	農地の賃貸借合意解約通知書の受理について

[開始時刻 15時00分]

事務局次長

会議を始める前に皆様をお願いいたします。携帯電話は、マナーモードにしてくださいようお願いいたします。お待たせいたしました。ただいまから令和6年7月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会 長

【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長

それでは、総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よりようお願いいたします。

議 長

議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。欠席の通告があります。議席番号8番町田高司委員、10番三上浩太委員、20番大湯茂八郎委員の3名であります。ただいまの出席者数は23名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

次第の3、議事録署名者を私から指名いたします。1番金田公隆委員、2番藤田善明委員、3番岩谷裕子委員、以上3委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の石田剛総括主幹を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。

それでは、次第の4、議事に入ります。議案第34号「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」及び議案第35号「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」は、一部関連がありますので、一括で審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

それでは、議案第34号及び第35号を一括審議いたします。事務局より説明を求めます。

事務局次長

まず、1ページの議案第34号から説明いたします。議案第34号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第3条第1項及び同法施行令第1条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田4件289㎡、畑14件36,468㎡、合計18件36,757㎡であります。また、使用収益権関係では、田4件11,007㎡、畑8件80,710.86㎡、合計12件91,717.86㎡であります。このうち、第3条第3項関係が、畑1件12,887㎡であります。次に、17ページの議案第35号であります。議案第35号は「農地転用のための所有権の移転及び使用収益権の設定の許可に係る意見について」であります。提案理由は、農地法第5条第1項及び第3項の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地転用に係る所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の意見を付して県知事に送付したいので、審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、畑1件330㎡、使用収益権関係が、畑3件1419.12㎡であります。なお、関連がある申請は、12ページの議案第34号、使用収益権関係、受付番号116番及び117番の地上権設定と20ページの議案第35号、使用収益権関係、受付番号5番及び6番の営農型太陽光発電設備に関する案件であります。この申請を含めて、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議 長

事前調査会の報告をお願いします。

調査委員長

本日の、総会に提案されている議案について、去る7月11日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、川村陽彦副委員長、福士章逸委員、小嶋勇成委員、平井秀樹委員、それに私、木村であります。まず、農地法第3条許可申請に係る新規の農地取得について、利用調整によるものを除いて報告をいたします。また、営農型太陽光発電設備の設置に係る3条地上権設定および農地法第5条関係について申し上げます。4ページをお開きください。所有権関係、受付番号59番および60番について申し上げます。申請地2筆と他の宅地1筆は、先代より当事者3名の間で交換が行われ、名義変更されないまま、現在に至っていることから、所有権を明確にするため、本申請に至ったと申し述べておりました。引き続き、今までと同様にしつりんごと野菜を栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。6ページをお開きください。所有権関係、受付番号66番について申し上げます。譲受人は、幼い頃から祖父母の所有する農地で、野菜の一連の農作業に携わっておりましたが、以前から自身で野菜を栽培したいという思いがあり、今回、農地付き空き家を購入することとなったため、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は祖父母と、農家である妻の両親の指導の下、じゃがいも、ミニトマト、白菜等、自家消費用の野菜を栽培することから、取得面積全てを効率的に耕作できるものと判断しました。7ページをお開きください。所有権関係、受付番号68番から70番について申し上げます。譲受人は、現在、解体業を経営しております。りんご栽培経験は無いものの、元々りんご栽培に興味があり、離農者の農地を今後自身で農業経営したいと考え、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は知人のJA職員の指導の下、りんごを栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。11ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号113番について申し上げます。借受人は、幼い頃から父の所有する農地で、とうもろこしの一連の農作業に携わっておりましたが、主たる耕作者である父が高齢になったため、所有する農地を引き継ぐことを決め、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は父の指導の下、とうもろこしを栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断しました。15ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号121番、農作業に常時従事しない個人による解除条件付の借受の申請について申し上げます。借受人はベトナムの農家出身で、8年ほど前から弘前の農業法人に在籍し、キャベツとレタスの栽培責任者として働いていました。海外でも人気のあるりんごの栽培に興味を持ち、退職後、知人のもとでりんご栽培を手伝うなかで、今後は自身で農業経営を行っていきたいと考えるようになり、農業を営むための在留資格を申請していましたが、この度、「経営・管理」の在留資格が得られたことから、本申請に至ったと申し述べておりました。今後は知人の指導の下、りんごを栽培することから、技術力等、特に問題はないと判断し、又、農地法第3条第2項第2号及び第4号を除く各号のいずれにも該当しないこと、並びに同条第3項各号の要件を満たすことから、許可相当であると考えられました。なお、同条第4項の規定により、市に意見を求めた結果、申請内容について、意見は無かったことを併せて報告します。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第3条第2項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第2条第3項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。次に、農地法第5条申請について報告します。はじめに、地区を担当する委員が現地調査を行った結果、申請に係る転用計画が周辺農地に被害を及ぼす恐れがないと考えられ、計画内容も適正であるとの意見があったことを報告します。19ページをお開きください。所有権関係、受付番号5番は、農地区分が第3種農地で原則許可相当の農地区分であります。20ページをご覧ください。使用収益権関係、受付番号4番は、農地区分が農用地区域内農地で、原則不許可となる農地区分ですが、重機・車両置場及び資材置場として一時的な利用に供することから、

調査委員長	<p>不許可の例外に該当し、転用許可基準を満たすものであります。受付番号5番及び6番は、営農型太陽光発電設備を設置するための申請で、一時転用許可期間満了に伴い事業継続のために許可申請をするものです。転用面積は、66.12㎡で、所要面積は19,725㎡です。土地利用計画は、機械室1棟、電柱1本及びパネルの支柱1,330本分の接地部分に係る、3年間の一時転用となります。農地区分は農用地区域内農地で、原則不許可の農地区分ですが、農地に支柱を立てて、営農を継続しながら、上部空間に太陽光発電設備等の発電設備を設置する場合の関係通知に基づく一時転用許可の基準を満たすかを調査しました。昨年度の下部の農地における農作物の状況ですが、みょうが、枝豆については、地域と比較しても同程度の収量を確保できており、わらびについては、平成28年の当初の許可後から収量を増やすために株分けをしていましたが、令和4年からは地域と比較すると、少量ではありますが収量を確保することが出来たため、今後も定着確保、収量の増加に努めていくと申しておりました。農作業に当たっては、機械等での作業をおこなう空間は確保しており、発電設備設置による作物への影響は概ねないことを確認できていることから、事業の継続が可能であると考え、許可相当であると判断しました。以上4件いずれも、許可後、すぐに目的に供する計画であり、必要性もあると認められ、また、計画面積については、事業計画及び土地利用計画からみて、妥当な面積であると考えられました。なお、先ほど申し上げた受付番号5番及び6番の営農型太陽光発電設備に係る農地転用に関連して、申請のあった12ページの農地法第3条、使用収益権関係受付番号116番及び117番の地上権の設定については、周辺農地の営農者に同意を得ていることや、これまでの事業の継続でもあることから、周辺農地への支障はないと考えられ、許可相当と判断しました。以上申し上げたことから、議案第34号及び第35号はすべて許可要件を満たしており、許可相当であると考えられました。以上、報告します。</p>
議 長	<p>現地調査をした委員から補足説明ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
石岡人志委員	<p>&lt;議事参与の制限に該当する旨の申出あり&gt;</p> <p>(石岡人志委員退席)</p>
議 長	<p>「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に3ページ、議案第34号、所有権関係、受付番号56番について御審議願います。御質問等ございませんか。</p> <p>(な し)</p>
議 長	<p>議案第34号のうち、所有権関係、受付番号56番は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、議案第34号、所有権関係、受付番号56番については、許可することに決定いたします。石岡委員の着席をお願いします。</p> <p>(石岡人志委員着席)</p>
戸澤幸彦委員	<p>&lt;議事参与の制限に該当する旨の申出あり&gt;</p> <p>(戸澤幸彦委員退席)</p>

議 長 「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に14ページ、議案第34号、使用収益権関係、受付番号120番について御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議 長 使用収益権関係、議案第34号、受付番号120番は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(な し)

議 長 異議ないものと認め、議案第34号、使用収益権関係、受付番号120番については、許可することに決定いたします。戸澤委員の着席をお願いします。

(戸澤幸彦委員着席)

議 長 それでは、議案第34号及び議案第35号のうち、所有権関係、受付番号56番及び、使用収益権関係、受付番号120番を除く申請について、御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議 長 議案第34号及び議案第35号のうち、所有権関係、受付番号56番及び、使用収益権関係、受付番号120番を除く申請については、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、議案第34号のうち、所有権関係、受付番号56番及び、使用収益権関係、受付番号120番を除く申請については許可することとし、議案第35号については、許可相当の意見を付すことに決定いたします。なお、議案第34号使用収益権関係、受付番号116番及び117番については、県知事許可である議案第35号、使用収益権関係、受付番号5番及び6番と同日の権利設定となるよう許可することとします。

次に、議案第36号を議題といたします。議案第36号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長 21ページをお開き願います。議案第36号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき農用地の利用権設定等促進事業等に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田3件8,073㎡、畑7件36,105㎡、合計10件44,178㎡であります。また、使用収益権関係は、田4件22,916㎡、畑2件35,587㎡、合計6件58,503㎡で、農地中間管理事業に関するものであります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議 長 事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長 本議案の総括といたしましては、基本構想に定められた、受け手申出者の、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ

	<p>確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であることなど、すべてについて、要件を満たしております。26 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 53 番及び 28 ページ使用収益権関係、受付番号 14 番から 30 ページ受付番号 18 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしております。27 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 13 番から 30 ページ 18 番については、農地中間管理事業に関するものになりますが、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 10 条の規定に基づき農用地利用集積計画により、一括して権利設定を行うことで担い手に貸し付けられるものであり、農地中間管理機構と県知事との協議が整った計画案となります。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項により農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。以上、報告いたします。</p>
調査副委員長	
小嶋勇成委員	< 議事参与の制限に該当する旨の申出あり >
佐藤剛郎委員	< 議事参与の制限に該当する旨の申出あり >
	(小嶋勇成委員、佐藤剛郎委員退席)
議 長	<p>「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 28 ページ、使用収益権関係、受付番号 15 番から 29 ページ 17 番についてご審議願います。御質問等ございませんか。</p> <p>(な し)</p>
議 長	<p>使用収益権関係、受付番号 15 番から 17 番について、委員会報告のとおり決定することに御異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、議案第 36 号のうち、使用収益権関係、受付番号 15 番から 17 番については、委員会報告のとおり決定いたします。小嶋勇成委員、佐藤剛郎委員の着席をお願いします。</p> <p>(小嶋勇成委員、佐藤剛郎委員着席)</p>
議 長	<p>それでは、議案第 36 号のうち、使用収益権関係、受付番号 15 番から 17 番を除く計画案についてご審議願います。御質問等ございませんか。</p> <p>(な し)</p>
議 長	<p>議案第 36 号のうち、使用収益権関係、受付番号 15 番から 17 番を除く計画案については、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、議案第 36 号のうち、使用収益権関係、受付番号 15 番から 17 番を除く計画案については、委員会報告のとおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第 37 号を議題といたします。議案第 37 号は「農用地利用集積計画策</p>

定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

31 ページをお開き願います。議案第 37 号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 2 項の規定による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 5 件 17,728 m<sup>2</sup>、畑 13 件 27,099.20 m<sup>2</sup>、合計 18 件 44,827.20 m<sup>2</sup>であります。また、使用収益権関係が、畑 1 件 15,944 m<sup>2</sup>で農地中間管理事業に関するものであります。今回提出されました 19 件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にかかげる各要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買 18 件、貸借 1 件が整ったものであります。37 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 80 番から 38 ページ 83 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしております。39 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 12 番については、農地中間管理事業の実施に関して、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 10 条の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括しての権利設定を行うことで担い手に貸し付けられるものであり、農地中間管理機構と県知事との協議が整った計画案となります。以上であります。

議 長

利用調整をした委員から補足説明ありませんか。

(な し)

石岡人志委員

〈議事参与の制限に該当する旨の申出あり〉

(石岡人志委員退席)

議 長

「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 37 ページ、所有権関係、受付番号 80 番について御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

議案第 37 号のうち、所有権関係、受付番号 80 番について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議がないものと認め、議案第 37 号のうち、所有権関係、受付番号 80 番については、原案のとおり要請することに決定いたします。石岡委員の着席をお願いします。

(石岡人志委員着席)

議 長

それでは、議案第 37 号のうち、所有権関係、受付番号 80 番を除く計画案について御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

議案第 37 号のうち、所有権関係、受付番号 80 番を除く計画案については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議がないものと認め、議案第 37 号のうち、所有権関係、受付番号 80 番を除く計画案については、原案のとおり要請することに決定いたします。

次に、議案第 38 号を議題といたします。議案第 38 号は「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長

41 ページをお開き願います。議案第 38 号は「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」であります。提案理由は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを、農地中間管理機構に要請することについて本会の審議を求めるものであります。今会議に提出されました件数と面積は、田 1 件 1,021 m<sup>2</sup>であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議 長

事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長

43 ページをお開きください。本議案につきましては、既に農地中間管理権が設定されている農地について、農地中間管理機構である公益社団法人あおもり農業支援センターから新たな担い手に貸し付けられるものであり、農用地利用集積等促進計画を定めて権利を設定するものであります。内容につきましては、議案書記載のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項関係各号の要件を満たす受け手に貸し付けられるものであります。以上、報告いたします。

議 長

それでは、議案第 38 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

議案第 38 号については、委員会報告のとおり要請することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議ないものと認め、議案第 38 号については、原案のとおり要請することに決定いたします。

次に、報告事項に入ります。報告第 21 号「農地法第 3 条の許可取消について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長

45 ページをお開き願います。報告第 21 号は、「農地法第 3 条の許可取消について」であります。農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可が取消されたので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、畑 2 件 1,689.39 m<sup>2</sup>であります。なお、取消理由につきましては、47 ページの取消理由欄に記載のとおりであり、当事者連名による許可取消願が提出されたものです。以上であります。

議 長

報告第 21 号について、御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

次に、報告第 22 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長

49 ページをお開き願います。報告第 22 号は、「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 8 件 77,541 m<sup>2</sup>、畑 24 件 258,199.25 m<sup>2</sup>、合計 32 件 335,740.25 m<sup>2</sup> であります。なお、届出理由につきましては、51 ページから 56 ページの届出理由欄に記載のとおりであります。  
以上であります。

議 長

報告第 22 号について、御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

次に、報告第 23 号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長

57 ページをお開き願います。報告第 23 号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第 18 条第 1 項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。今会議に報告されました件数と面積は、田 4 件 12,618 m<sup>2</sup>、畑 4 件 52,188 m<sup>2</sup>、合計 8 件 64,806 m<sup>2</sup> であります。なお、解約理由につきましては、59 ページの解約理由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議 長

報告第 23 号について、御質問等ございませんか。

(な し)

議 長

これもちまして、本日の議事を終了いたします。

[議事終了 15 時 42 分]